

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations 2021.10.1 No.21

只今研修中!
目標として
実践的農業を
おもしろい!
あるから
やりたなこと
が



大仙市(東部・西部)新規就農者研修施設研修生の皆さん



スイカの収穫(西部)



トウモロコシの収穫(東部)

表紙の写真は、大仙市農業振興情報センター内にある新規就農者研修施設の皆さんです。同施設は東部(太田地域)と西部(西仙北地域)の2か所に研修施設が在ります。

現在は、両施設併せて10名の研修生が日々農業研修に励んでおり、令和2年度までに

90名の修了生を輩出しております。

同施設の前身は、旧太田町農業振興情報センターであります。平成10年度からは若手農業後継者の育成を目的に新規就農者研修施設が併設され、大仙市誕生後の平成25年度には西仙北地域強首に西部

新規就農者研修施設が開設されております。両施設には、農業技術指導員及び農業施設作業員を配置し、農作物の基本的な栽培方法や個々の営農環境を考慮した経営計画の指導等、きめ細かい実践的な指導を行つております。

取材に訪れた8月は、暑い盛りでありますたが、この時期最盛期を迎えたスイカやトウモロコシなどを技術指導員の元、生き生きと収穫作業を行う研修生の皆さんのがありました。

この他にもハウス内には、アスパラガスやトマト、花卉類があり、スイッチ一つで給水や施肥が可能なものもあり一昔前の農業のイメージとは隔世の感があ

ります。

同センターの田村所長によると「入所当時と比べれば、失敗や成功体験を糧に確実に成長している様子が見られ、とても頼もしく感じています。」

「新規就農を目指す方や少しでも農業に興味のある方は、ぜひ見学に来てほしい。」とのことでありました。

【お問い合わせ先】
大仙市農業振興情報センター
大仙市太田町横沢字堀ノ内46番
TEL 0187(86)91111



高畠方式のアスパラガス(東部)

大仙市農業振興情報センター (新規就農者研修施設)の紹介

農地パトロールを実施しました

—— 適切な農地の管理を心掛けましょう ——

農業委員会では、耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に7～9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

パトロールは農地の利用促進につなげるための情報収集を目的とし

- ①農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握
- ③違反転用の発生防止・早期発見

の3点に主眼を置いて、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に事務局・分室の職員が同行し、状況を確認しました。不適切な農地管理者には、是正指導等を行う場合があります。遊休農地の発生の主な原因は、農家の高齢化や後継者不足等にあると考えられますが、一旦荒らしてしまった農地には引き受け手がいなくなるなどの問題があります。農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないように日頃から適切な管理をお願いします。



西仙北地域



中仙地域



仙北地域



協和地域

重要なお知らせ

—令和4年度から農業者年金制度が改正されます—

(平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。)

令和4年1月1日から

1

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

●次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者



令和4年4月1日から

2

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

(1) 農業者老齢年金(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

農業者老齢年金(通常加入された方)については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択できるようになります。

(2) 特例付加年金(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

特例付加年金(政策支援加入された方)については、特例付加年金の受給要件※を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになります。

※特例付加年金の受給要件

- ① 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ② 農業を営む者でないこと(経営継承を完了していること)
- ③ 65歳以上であること

令和4年5月1日から

3

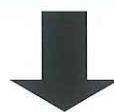
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者※に限ります。

※国民年金の任意加入者

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

農業者年金の詳しい内容や
加入の申し込みは、



最寄りの農業委員会、又はJAか、

◆農業者年金基金専門相談員

TEL.03-3502-3199

または、

◆企画調整室 TEL.03-3502-3942

にお問い合わせください。



独立行政法人 農業者年金基金

<https://www.nounen.go.jp>

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)…	0187-72-4611(直通)
大曲分室……………	0187-63-1111(代表)
西仙北分室……………	0187-75-2966(直通)
中仙分室……………	0187-56-2325(直通)
協和分室……………	018-892-3694(直通)
南外分室……………	0187-74-3001(直通)
仙北分室……………	0187-63-3003(代表)
太田分室……………	0187-88-1115(直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後 1週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内 もしくは3週間以内
農用地利用集積計画に関する申請		
買受適格証明申請	隨時受付	翌月の総会終了後 1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には左記のとおりです。

許可申請の締切日等

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ
情報をお届けします!
農家のための情報誌
『全国農業新聞』

- ◆発行日 週1回(金曜日)
 - ◆発行元 全国農業会議所
 - ◆講読料 月700円[送料、税込み]
- 講読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
○お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

市町村農業委員会地区別研修会

主催／秋田県農業会議

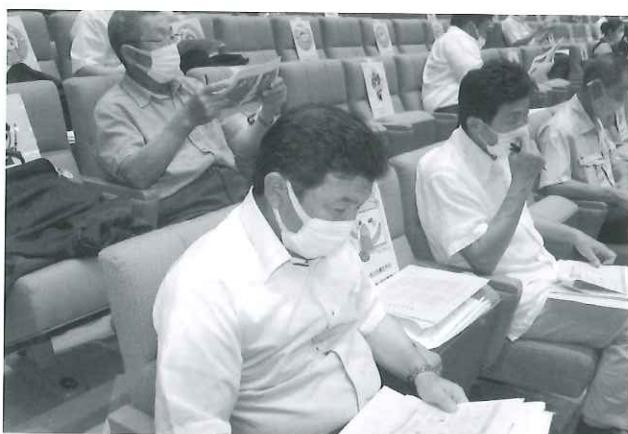
秋田県農業会議主催の「市町村農業委員会地区別研修会」が8月2日、横手市民会館で開催されました。

研修会では、農業委員会を巡る情勢や農業委員・農地利用最適化推進委員に期待する役割などの説明がありました。

令和2年度末に県内全ての「人・農地プラン」が実質化され、農業委員・農地利用最適化推進委員がマッチング活動を積極的に行い、成果を積み上げることが求められていることから、実践事例の横展開をはじめ、各委員の活動の重要性について改めて理解を深める研修となりました。



挨拶をする細谷精悦会長(農業会議副会長)



研修会に参加する委員

令和3年度 大仙市農作業標準賃金・料金表(秋作業抜粋)

農業委員会では、農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。

この金額は、あくまでも標準額ですので、圃場状況や作業の困難度などを考慮して当事者間で相談のうえお決め下さい。

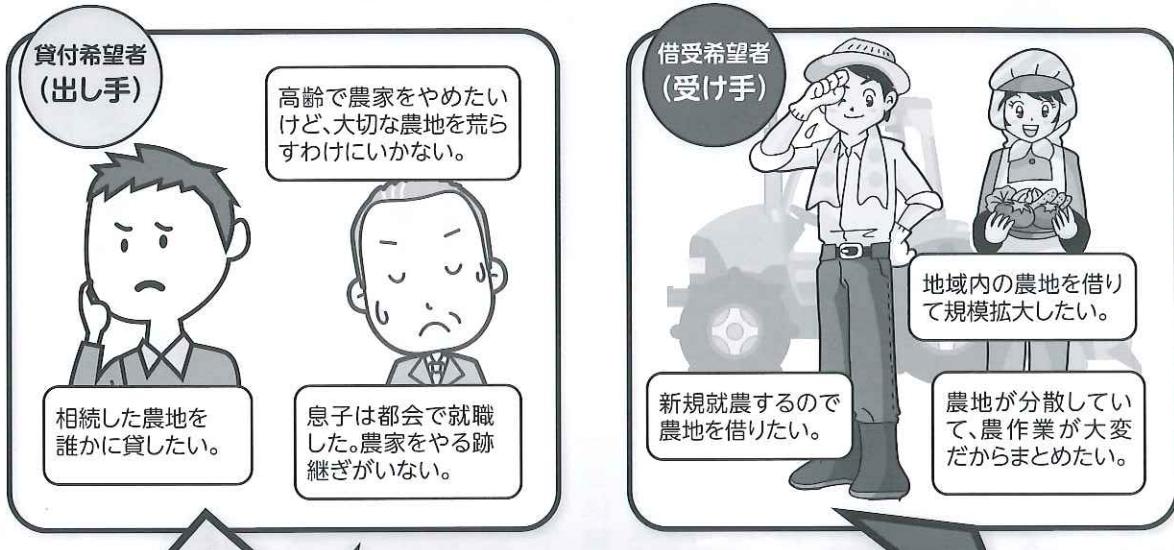
区分			単位	消費税抜き 金額(円)	消費税(10%) 込み金額(円)	備考	
コンバイン	刈取	整理田	10a	14,400	15,840	・すみ刈は含みません。	
		未整理田		15,400	16,940		
	一貫作業	整理田	10a	25,600	28,160	・一貫作業は刈取から調整までとします。 ・色彩選別料は含みません。	
		未整理田		27,500	30,250		
粒運搬			10a	1,450	1,595		
粒乾燥			60kg	920	1,012		
粒摺り調整			60kg	430	473		
粒摺り調整(色彩選別含む)			60kg	630	693	・色彩選別単独の場合は、300円/30kg (税込み330円)但し労賃は含みません。	

オペレーター	1時間	1,250円	
一般作業	1日	6,700円	・作業時間は8時間、賄いはなしとします。

※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

● ● ● 農地中間管理事業をご活用下さい。 ● ● ●

こんな事でお困りではありませんか？



借り受け

貸付け

農地中間管理機構
(秋田県農業公社)

借受対象農地

- 市街化区域以外の農用地等
- 借受期間は、原則10年以上（10年未満は、要相談）
- 次の農用地等は、借受出来ない場合があります。
 - ・再生不能な遊休農地
 - ・利用が著しく困難な農用地



○機構は県知事から指定を受けた公的な機関です。責任を持ってあなたの農地を守ります。

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家(出し手)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への集積・集約化を進めるため、

農地中間管理機構(秋田県農業公社)が中間的受け皿となる事業です。

お問い合わせ先

●秋田県農業公社(TEL.018-893-6223) ●農業委員会事務局、各分室



森川農園代表の小須田 順(こすだ けん)さん

仙北地域で農業を営んでいる
森川農園代表 小須田順さん
(36歳)をご紹介します。

小須田さんは千葉県で生まれ、
一企業でシステムエンジニアとして勤務しておりましたが、一〇一年の東日本大震災を機に母親の実家である祖父母を想い、農業を継ぐ気持ちで秋田にやつてきました。

現在は、稻作とアスパラガスを中心で、アスパラガス露地二〇アール、半促成一〇アールを栽培しており、他にもダリア、季節野菜、ブルーベリーなど多品目栽培に取り組んでいます。

収穫、出荷は本人と母親が担当し、除草作業は障害者支援センターの方々にお願いしています。

コロナの影響下で飲食店への売り上げが大幅に減少していますが、個人のお客様販売のお陰で、どうにかやれていますこと。

今は、アスパラガスがメインですが、先々は野菜のセットや冬期間雪の下野菜などにも取り組みたいと考えており、今年はドローンを新たに導入し、除草や農薬散布もしているようです。

管内農業者等のご紹介

来県当時、農業に関しては全くの素人のため、大仙市の農業振興情報センターにて畑作の基本を学び、今の當農の礎となっています。

現在は、稲作とアスパラガスが区域農業の後継者として、美しい田園風景をこれからも守っていきます。

■発行／大仙市農業委員会
TEL 019-117-01
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3



来年に期待のブルーベリー畠

広報専門委員 小松 伸一
(仙北地域)

全国的に農業後継者不足の中にあつて「自分を温かく迎えて頂いた方々に恩返しの意味も含め、地域農業の後継者として、美しい田園風景をこれからも守っていきます」という小須田さんのこれから活躍にエールを送りたいと思います。

■編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL 0187(72)4611
印刷／(有)佐藤印刷所

コロナ禍でのオンラインピックの開催、感染拡大を続けるコロナ。緊急事態宣言で落ち込む飲食業界、我々農家にも影響が出て来ている。米の在庫が増え、来年度には主食用米の作付面積の六万五千ヘクタールほどを減らす必要があるとの事、これは宮城県の作付面積に相当すると云う。コロナ感染症は、なにより大事な人と人との接触と組織活動や行事の自粛が人の輪や繋がりを壊しかねないのです。広報活動もコロナに気を使いながらの活動ですが、いち早い農政、農業情報、地域農家の活動情報等を届けられるよう頑張って行きたいと思います。必ず来るコロナ終息と災害に負けない強い農業、そして今年の稔り多い秋を信じ、もう一汗流したいものです。

長澤 信徳
(太田地域)
広報専門委員